

平成 24 年 11 月 8 日
北九州市長 北橋 健治
(地域主権戦略会議 議員)

第 17 回地域主権戦略会議

地域主権推進大綱（素案）に関するコメント

地域主権改革については、第 1 次及び第 2 次一括法が施行され、第 3 次一括法が国会に提出されるなど一定の進展があり、さらに、「地域主権戦略大綱」にあるとおり、本年中に「地域主権推進大綱」の策定の目途をつけられたことを評価したい。

なお、「地域主権推進大綱」の策定にあたって、次のとおり意見を申し上げたい。

【義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大】

- ・「義務付け・枠付けの見直し」については、地方からの提案を受けることと併せて、国においても、さらに積極的に見直しを進めてほしい。また、見直しに当たっては、地域主権改革の主旨を踏まえ、「従うべき基準」を設定しないことを原則としていただきたい。

【基礎自治体への権限移譲】

- ・「基礎自治体への権限移譲」については、勧告で示された権限のうち移譲が実現していないものなどについて、更なる権限移譲を進めていただきたい。また、権限移譲に当たっては、必要な財源を「税源移譲」により措置することも検討していただきたい。

【国の出先機関の原則廃止】

- ・「国の出先機関の原則廃止」における「ブロック単位での移譲」については、国と都道府県の間での検討に終始するのではなく、地域住民に一番身近な基礎自治体がしっかりと関与できるような工夫を検討するよう繰り返し要請してきた。
- ・これまでに「毎年度の事業計画策定時に関係地方公共団体の意見を聞く」、「移譲事務等の処理に関し市町村関係者と協議する場を設置する」などの仕組みを検討していただいているが、今後は、基礎自治体等関係団体の理解を得るための取組みを着実に推進していただくとともに、基礎自治体の意見を反映する仕組みとするための検討もお願いしたい。

【ひもつき補助金の一括交付金化】

- ・「ひもつき補助金の一括交付金化」については、地域自主戦略交付金として平成 23 年度に都道府県、平成 24 年度に指定都市に導入され、追加で予備費の執行も行われた。
- ・現在、これまでの本交付金導入という「第一段階」から、安定かつ着実な運用という「第二段階」に移行しつつあるものと認識。

今後は、本交付金の総額確保をはじめとして導入段階で見えてきた課題について、自治体との意見交換を繰り返し行いながら、本制度の更なるバージョンアップを目指していただきたい。

【地方税財源の充実確保】

- ・地域のことは、地域が責任を持って決められるよう、「地域主権」を推進し、実現する必要がある。それを財政面で下支えするものとして、「素案」に掲げられている「地方税財源の充実確保」が大きなポイントと認識。
- ・「素案」に基づき、地域主権の財政エンジンである、地方税・交付税をしっかりと確保することが地域主権実現の「近道」になると考える。

地域主権改革実現に向けた 基礎自治体からの意見

- (1) 「ひもつき補助金の一括交付金化」について
- (2) 「地方税財源の充実確保」について

平成24年11月8日

北九州市長 北橋 健治

(地域主権戦略会議議員)



地域主権推進大綱(素案)に関する意見

(1) 「ひもつき補助金の一括交付金化」について

地域自主戦略交付金の現状等

平成23年度に都道府県を対象に導入し、今年度から指定都市に拡大。
本市においても、自主的な事業選択を可能とするという本交付金の特徴を活かし、
全庁的な観点から事業を決定。

地域自主戦略交付金の指定都市への導入結果(平成24年度)

I 対象事業の早期確定

⇒ 平成24年1月中には対象事業が確定し、各種事務手続きが2月中にはほぼ完了。
そのうち継続事業要望の一定程度を早期実施分として、予算成立後すみやかに執行できるよう配慮があり、
相当程度スムーズな予算執行が可能となった。

II 指定都市独自の配分

⇒ 指定都市に対する交付金の配分に当たっては、9割が継続事業分となり、継続事業に十分配慮された。
また、客観的指標については、都道府県と指定都市の違いや大都市特有の行政需要、簡便性などの要素を
十分に考慮した上で、独自の配分基準となった。

III 円滑な執行のための見直し

⇒ 事業計画の変更回数が増(1回⇒2回)など、より使いやすくなるための見直しが行われた。

当会議での本市からの意見がおおむね反映された内容となり、関係者の努力に謝意。

地域主権推進大綱(素案)に関する意見

基礎自治体である指定都市からの意見(課題)

- ① 継続事業に配慮しつつ、地方が必要とする総額の確保
- ② 各種事務手続きの簡素化及び更なる予算の流用の弾力化など、より自由度が高く、活用しやすい制度へ
- ③ 算定方法の見直しや対象事業の拡大などの制度改正を行う際には、十分に指定都市を含む地方の意見を反映するとともに、予算編成に支障をきたすことのないよう、速やかな情報提供を

今後に向けて

本交付金制度については、都道府県・指定都市への導入という「第一段階」から、安定かつ着実な運用という「第二段階」に移行しつつあるものと認識。

⇒ そのためにも、本交付金の総額確保をはじめとして、上記の課題に掲げた内容について、自治体との意見交換を繰り返し行いながら、本制度の更なるバージョンアップを目指すべき。

地域主権推進大綱(素案)に関する意見

(2) 「地方税財源の充実確保」について

- 地域のことは、地域が責任をもって決められるよう、内閣の一丁目一番地の課題である「地域主権」を積極的に推進し、実現する必要がある。
- この「地域主権」を財政面で下支えするものとして、「素案」に掲げられている「地方税財源の充実確保」が大きなポイント。

◆基本的な考え方

- 国と地方の役割分担に応じた「税の配分」は、消費税、所得税、法人税など、複数の基幹税からの税源移譲により実現することが必要。その際には、「補完性の原理」に基づき、行政の第一線で直接住民と接する基礎自治体の役割を十分に勘案すべき。
- 現行の「中期財政フレーム」においても、地方の一般財源総額を実質的に確保することが明記されており、地方固有の財源でもある地方税・交付税を措置することが必要不可欠。
- 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の導入拡大に際しては、①自治体からの事前の意見聴取、②自治体が導入に際し十分な検討ができるよう、必要な情報の早期提供に留意することが必要。

「素案」に基づき、国と地方の対等なパートナーシップのもと、地域主権の財政エンジンである地方税・交付税をしっかりと確保することが、地域主権実現の「近道」に。